

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

1. 現状

(1) 地域の災害等リスク

1) 風水害：ハザードマップ

当市のハザードマップによると、当会が立地する地域においては0.3m未満の浸水が想定されているほか、川内川流域においては飯野地区から加久藤地区、真幸地区まで広い範囲で洪水氾濫が予想されている。特に、真幸地区においては5m未満の浸水想定区域が国道、JR吉都線を含む広範囲に及ぶと想定されている。近年では各地で線状降水帯が発生し、当市も被害が発生している。

2) 火山災害：気象庁

気象庁において、平成28年に霧島山〔えびの高原(硫黄山)周辺〕に噴火警戒レベルが設定され、現在はレベル2(1～5でレベルが高いほど危険性が高まる)である。また、実際に噴火した場合、広範囲に及ぶ降灰と火砕流も発生すると予想されている。

3) 地震災害：J-SHIS

昭和43年に真幸地区を中心とする震度5の強震が発生し、全壊家屋498戸など甚大な被害の発生から54年が経過している。また、地震ハザードステーション(J-SHIS)によると人吉盆地南縁断層は今後30年の間に地震の発生する可能性が、国内の活断層の中ではやや高いグループに属すると推定されている。

4) 感染症

新型コロナウイルス感染症など世界的規模で拡大する感染症は、各国で変異株となりワクチン接種者も脅かす状態で急速な増減を繰り返し、当市においても多くの市民の日常生活や生命及び健康に重大な影響を与える恐れがある。

(2) 商工業者の状況(令和4年10月31日時点)

商工業者 1,082人
小規模事業者数 1,041人

【内訳】

業種	商工業者数	小規模事業者数	備考
建設業	213	209	
製造業	91	82	
卸売業	31	27	
小売業	288	274	
飲食業・宿泊業	122	118	
サービス業	250	248	
その他	87	83	
合計	1,082	1,041	

(3) これまでの取組

1) 本市の取組

- ・えびの市防災ハザードマップによる市民への周知
- ・「えびの市まちづくり基本構想」「えびの市国土強靱化地域計画」「えびの市地域防災計画」の策定によるリスクと対策の周知
- ・災害時の避難を災害別に設定し周知
- ・自主防災組織の活動支援
- ・防災訓練の促進

2) 本会の取組

- ・事業者BCPに関する国の施策の周知
- ・宮崎県火災共済協同組合と連携した損害保険への加入促進
- ・商工会災害システムによる被害状況報告
- ・防災備品（マスク、消毒液等）を備蓄

2. 本計画の策定及び実行にあたっての課題と対策

(1) 課題

現状では、緊急時の取組について漠然とした記載にとどまり、協力体制の重要性についても具体的な体制やマニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応について詳細な行動基準が示されておらず、今後細かな役割分担等も含め体制整備が必要である。

また、感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や消毒の徹底、体調不良者を出社させない等のルール作りや、感染拡大時に備えたマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

商工会の感染症対策として、感染拡大時の出勤体制を整備する事やリモートワークのシステムを準備する必要がある。

(2) 対策

1) 小規模事業者への普及啓発と策定支援

① リスク認識の向上とジギョケイ策定支援

セミナーや巡回指導を通じ、ハザードマップの再確認や「事業継続力強化計画（ジギョケイ）」の策定支援を強化する。特に浸水想定区域の事業者に対しては、動産の高所移動等の具体的対策を助言する。

② リスクファイナンスの推進

自然災害や感染症による休業損失に備え、宮崎県火災共済や各種損害保険への加入勧奨を個別巡回時に行い、経営の回復力を高める。

2) 組織体制の整備とマニュアルの作成

① 「防災・感染症対応マニュアル」の策定

平時・緊急時における商工会職員の行動基準を明確化したマニュアルを策定する。特に、発災直後の初動（安否確認・参集基準）や、窓口業務の継続・休止判断の基準を詳細に定める。

② 役割分担の明確化

各職員に対し、緊急時の役割（情報収集班、事業者支援班、総務広報班等）を事前に割り当てる。

3) 感染症対策の強化と環境整備

①衛生管理の徹底と周知

事業者に対し、業種別ガイドラインに基づいた感染予防策（体調管理、消毒、換気等）の徹底を周知する。また、商工会として予備の衛生用品（マスク・消毒液等）の計画的な備蓄を維持する。

②テレワークの推進

職員が感染拡大時も業務を継続できるようリモートワークのシステム整備を進める。

4) 関係機関との連携強化

①えびの市との情報共有ルートの確立

発災時にえびの市 観光商工課と迅速に被害情報を共有できるよう、連絡窓口や SNS 等を活用した報告ルートを平時から構築する。

②支援施策の迅速な提供

国・県・市等の復興支援策を速やかに事業者に届けるため、「MSサポート」のメールアドレス登録者数を増やす。

※MSサポートとは、会員事業所に一斉送信でメールを送付したり、アンケートシステムを利用できる県内商工会統一の情報共有・コミュニケーションツール。

3. 目標

- ・地区内小規模事業者に対し自然災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・発災時、非常時における連絡・情報共有体制を円滑に行うため、当会と各市との間における被害情報報告、共有ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また、域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに宮崎県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

1. 事業継続力強化支援事業の実施期間

令和5年4月1日～令和10年3月31日

2. 事業継続力強化支援事業の内容

(1) 市内小規模事業者の事業継続力強化の取組状況の把握

- ・巡回指導の際、聞き取り調査を実施し、各事業者の「事業継続力強化計画（ジギョケイ）」の策定有無、防災備蓄の状況、安否確認手段の確保状況などを定期的に把握する。

(2) 小規模事業者に対する事業継続力強化支援の内容

①事前対策

■周知活動

- ・巡回指導時、ハザードマップ等を用いながら事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水害補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。
- ・当会会員への発送文書や市広報、ホームページ等において、国の施策の紹介やリスク対策の必要性、損害保険や生命保険、損害保険等の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者等の紹介を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なものを含む）の策定による実効性のある取組の推進等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては、令和年から業種別ガイドライン廃止に伴い、基本的には各事業者が自主的に判断するが、重症化リスクがあるといった場合に依って感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・災害後速やかに復旧できるようITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

■訓練の実施

- ・自然災害等が発生したと仮定し、えびの市との連携ルートの確認等を行う。
（訓練を必要に応じて実施する。）

②発生後の対策

- ・自然災害等の発災時には、人名救助が第一であることは言うまでもない。その上で、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関と連携する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・自然災害等の発災後1時間以内に職員の安否報告を行う。
（SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を当会とえびの市で共有する。
- ・市内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い、うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、えびの市における感染症対策本部設置に基づき、当会による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ・当会とえびの市との間で被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。

- (豪雨における例) 職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する等。
- ・職員全員が被災する等により応急対応ができない場合の役割分担を決める。
 - ・大まかな被害状況を確認し、3日以内に情報共有する。

【被害規模の目安】

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内 10%程度の事業者で「瓦が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内 1%程度の事業者で「床上浸水」「建物の全壊半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が推測される地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地域内の 1%程度の事業者で「瓦が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等比較的軽微な被害が発生している。 ・地域内 0.1%程度の事業者で「床上浸水」「建物の全壊半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"> ・目立った被害の情報がない。

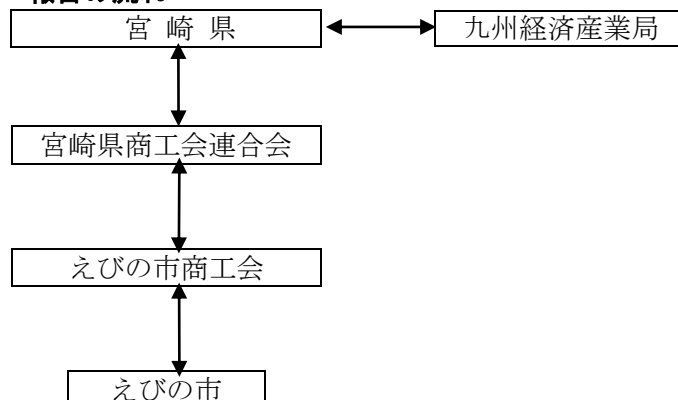
- ※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。
- ・本計画により、当会とえびの市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発生後～1週間	1日に2回共有する
1週間～1ヶ月	1日に1回共有する
1ヶ月以降	2日に1回共有する

③発生時における支持命令系統・連絡体制

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことが出来るよう仕組みを構築する。
- ・自然災害による二次災害を防止するため、被災地域に活動内容について決める。
- ・当会とえびの市は被害状況の確認方法や被害額(建物、設備、商品等)の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当会とえびの市が共有した情報を宮崎県の指定する様式に記載し、当会から宮崎県商工会連合会を通じて、宮崎県へ報告する。
- ・宮崎県の指定する様式による報告が出来ない場合は、電話またはFAX等による報告で情報共有を行う。
- ・感染症流行の場合は、国や宮崎県等からの情報や方針に基づき、当会とえびの市が共有した情報を宮崎県の指定する方法にて当会またはえびの市から宮崎県へ報告する。

1) 情報共有・報告の流れ



④ 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援

- ・ 当会とえびの市は相談窓口の開設方法について協議して決める。当会が国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する。
- ・ 相談窓口は、安全性が確認された場合において設置する。
- ・ 当会とえびの市は応急時に有効な被災事業者施策(国、県、市等の施策)について、小規模事業者等へ周知する。
- ・ 感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

⑤ 地区内小規模事業者に対する復興支援

- ・ 宮崎県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・ 被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を宮崎県に相談する。

(3) フォローアップ

- ・ えびの市事業継続力強化支援協議会(構成員:当会、えびの市)を開催し、事業者のBCP等の取組状況の確認や改善点等について協議する。

(4) 知見の共有及び事業継続力の底上げ

- ・ 「事業継続力強化計画セミナー」開催時、策定済み事業者による事例発表やワークショップを実施し、策定プロセスの苦労や工夫などの具体的な知見を会員間で共有する。

(5) 関係団体等との連携

① えびの市

既に締結している「災害時における生活関連物資の調達に関する協定」および「商工会館の避難所利用に関する協定」を軸に、発災時の物資供給体制や避難誘導のシミュレーションを市と共有し、実効性を高める。

② 専門機関

- ・ 宮崎県商工会連合会や中小企業基盤整備機構、宮崎県火災共済等と連携し、普及啓発活動の協力や、リスク対策ツールの提供、セミナーの開催を行う。
- ・ 感染症のリスクファイナンス対策として、宮崎県火災共済等保険会社と連携し、各種保険(生命保険や障害保険、感染症特約付き休業補償など)の紹介を行う。

※その他

- ・ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに宮崎県へ報告する。

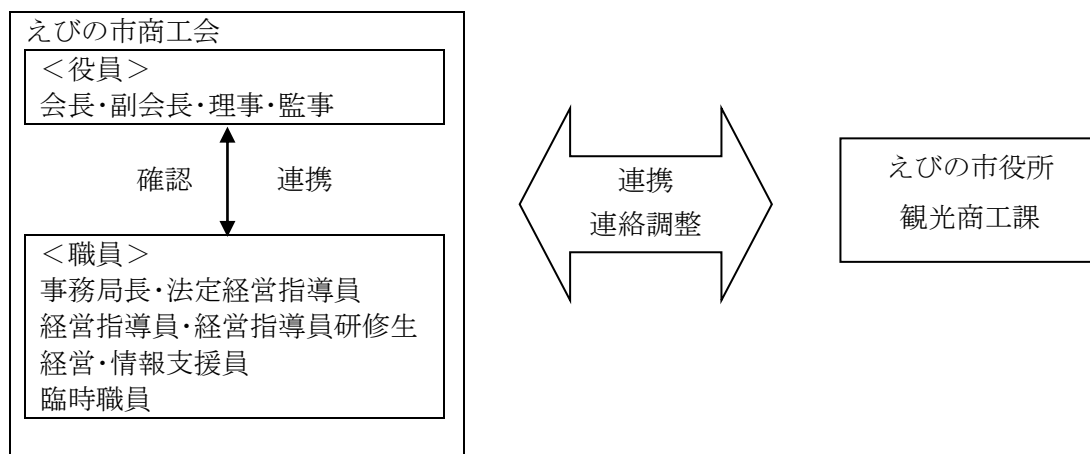
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和8年4月現在)

1. 実施体制（商工会の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制等）



(1) 都道府県及び関係市町村との連絡体制

①えびの市（常時連携）

えびの市観光商工課を窓口とし、平時から地域防災計画や産業振興策に関する情報交換を定期的に行う。

②宮崎県、県連（報告ルート）

地区内の被害状況や支援ニーズについて、宮崎県商工会連合会を通じて宮崎県へ迅速に報告する体制を構築する。

③緊急連絡網

災害発生直後でも確実に情報共有が行えるよう、電話、FAXに加え、SNSやクラウド型連絡ツールを用いた多重的な連絡体制を確保する。

(2) 商工会の事業継続力強化支援事業実施に係る体制

①指揮命令系統の明確化

会長を最高責任者、事務局長を現場総括とし、全職員が「情報収集」「窓口相談」「現場巡回」のいずれかの班に属する機動的な体制を整備する。

②役員による意思決定

被災状況に応じ、理事会・三役会を迅速に開催し、商工会館の避難所開放や独自支援策の実施を即断できる体制とする。

③拠点確保

「商工会館の避難所利用に関する協定」に基づき、会館を拠点として市と連携した応急対応にあたる。

(3) 定量的に実施状況を把握し評価を行う体制

①評価指標の管理

以下の数値を年度ごとに集計・管理・報告し、次年度の改善（P D C A）に繋げる。

- ・事業継続力強化計画（ジギョケイ）の策定支援件数
- ・セミナーの参加者数
- ・共済の加入件数

(4) 経営指導員の資質向上に係る体制

①専門知識の習得

県連等主催の関連セミナーへ経営指導員が積極的に参加し、最新の知見を習得していく。

②指導ノウハウの共有

職員朝礼時に、実際に支援を行った事例や課題を共有し、全職員での底上げを図る。

2. 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

(1) 当該経営指導員の氏名、連絡先

法定経営指導員 長友 咲子、連絡先（後述 (3) ①参照）

(2) 当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度 等）

- ・本計画の具体的な取組みの企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ（1年に1回以上）

(3) 商工会、関係市町村連絡先

①商工会

えびの市商工会

〒889-4311 宮崎県えびの市大字大明司1447-14

TEL：0984-35-1544 FAX：0984-35-2644

E-mail：ebino@miya-shoko.or.jp

②関係市町村

えびの市役所 観光商工課

〒889-4292 宮崎県えびの市大字栗下1292番地

TEL：0984-35-1119 FAX：0984-35-0401

E-mail：kankoshoko@city.ebino.lg.jp

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに宮崎県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
必要な資金の額	200	200	200	200	200
協議会運営費	30	30	30	30	30
セミナー開催	50	50	50	50	50
パンフ・チラシ	50	50	50	50	50
防災・感染症対策費	70	70	70	70	70

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、市補助金、県補助金、事業収入等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

<p>連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名</p>
<p>東京海上日動火災保険株式会社 宮崎支店 宮崎支店 支店長 太田垣 大将 宮崎市広島 2-5-11 東京海上日動ビル</p> <p>宮崎県火災共済協同組合 理事長 内野 浩一郎 宮崎市松橋 2-4-31 宮崎県中小企業会館 4階</p>
<p>連携して実施する事業の内容</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・東京海上日動火災保険(株)と連携し、事業継続力強化計画作成支援や損害保険への加入推進 ・宮崎県火災共済協同組合と連携した損害保険(地震補償特約・休業共済等)への加入促進
<p>連携して事業を実施する者の役割</p>
<p>1. 東京海上日動火災保険株式会社</p> <ul style="list-style-type: none"> ・セミナーの企画、運営や講師の派遣 ・リスク実態やBCP情報が記載されたツールの提供 ・BCP(含む事業継続力強化計画)作成ツールの提供と個別相談 ・損害保険加入に関する相談、推進 <p>2. 宮崎県火災共済協同組合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小規模事業者に対する災害リスクの周知 ・共済加入に関する相談、推進 <p>上記2者と連携し、小規模事業者へ災害リスクの認識と事前対策の必要性を理解させることで、自然災害の発災時に、経営資源の損害を最小限に留めつつ事業を継続する。または早期復旧が可能となる効果が見込まれる。</p>
<p>連携体制図等</p>